

別表（第4条関係）

世話人配置	共同生活住居定員	障害支援区分	補助基準額（入居者一人 当たり月額）
4 : 1	4人以下	区分1、非該当	108,000円
		区分2	122,000円
		区分3	127,000円
		区分4	151,000円
		区分5	188,000円
		区分6	215,000円
	5人	区分1、非該当	93,000円
		区分2	107,000円
		区分3	126,000円
		区分4	146,000円
		区分5	177,000円
		区分6	204,000円
	6人	区分1、非該当	83,000円
		区分2	97,000円
		区分3	119,000円
		区分4	139,000円
		区分5	170,000円
		区分6	199,000円
5 : 1	4人以下	区分1、非該当	94,000円
		区分2	107,000円

		区分 3	112,000円	
		区分 4	136,000円	
		区分 5	172,000円	
		区分 6	200,000円	
	5 人	区分 1、非該当	79,000円	
		区分 2	92,000円	
		区分 3	111,000円	
		区分 4	131,000円	
		区分 5	161,000円	
		区分 6	189,000円	
	6 人	区分 1、非該当	69,000円	
		区分 2	82,000円	
		区分 3	104,000円	
		区分 4	124,000円	
		区分 5	154,000円	
		区分 6	184,000円	
	6 : 1	4 人以下	区分 1、非該当	85,000円
			区分 2	97,000円
			区分 3	102,000円
区分 4			126,000円	
区分 5			162,000円	
区分 6			190,000円	

	定員 5 人	区分 1、非該当	70,000円
		区分 2	82,000円
		区分 3	101,000円
		区分 4	121,000円
		区分 5	151,000円
		区分 6	179,000円
	定員 6 人	区分 1、非該当	60,000円
		区分 2	72,000円
		区分 3	94,000円
		区分 4	114,000円
		区分 5	144,000円
		区分 6	174,000円

備考

1 補助基準額の適用に当たっては、月の初日における世話人配置、共同生活住居定員及び障害支援区分によるものとする。

2 世話人配置の項の 4 : 1 は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第208条第1項第1号の規定により置くべき世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されている場合、5 : 1 は世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除して得た数以上配置されている場合、6 : 1 は世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上配置されている場合に適用する。